

第1号通所事業重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 048-729-1241 (9時～16時)

担当 野本 邦夫

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 べに花の郷の概要

(1) 提供できるサービスの種類 第1号通所事業

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	べに花の郷
所在地	埼玉県桶川市坂田516番地1
介護保険指定番号	第1号通所事業 1175200078
サービスを提供する対象地域	桶川市

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 同センターの職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名(1)		サービス管理全般	1名(1)
生活相談員	2名()	名()	生活上の相談等	2名()
機能訓練指導員	1名()	名()	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名()
事務職員	1名()	名()	一般事務・料金請求等	1名()
看護介護職員	看護婦(士)	名()	医療、健康管理業務等	1名()
	准看護婦(士)	名()		名()
	介護福祉士	1名()	日常介護業務等	2名()
	1～2級修了者	名()		名()
	初任者研修修了者	名()		1名()
	その他	名()		2名(2)

() 内は男性再掲

(4) 同センターの設備の概要

定員	10名	静養室	1室
食堂・機能訓練室	1室	相談室	1室
送迎車	1台		

(5) サービス時間

月曜日～金曜日	9:00～17:00 (お盆期間3日間、12/30～1/3を除く)
---------	--------------------------------------

緊急連絡先 048-729-1241

3 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号通所事業を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供につとめます。

4 提供するサービスの内容

第1号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）にかよっていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5 料金

(1) 利用料金（第1号通所事業）

① 基本料金（月額）（1割負担額）

	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
介護認定(月額)	1,847円	3,719円

② 加算利用料金（月額）（1割負担額）

	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
サービス提供体制強化加算（I）	90円	181円
同一建物減算	-376単位	-752単位
口腔・栄養スクリーニング加算I	6ヵ月に1回	23円
介護職員処遇改善加算（I）	1月につき所定単位数の5.9%	
介護職員等特定処遇改善加算（I）	1月につき所定単位数の1.2%	
介護職員等特ベースアップ等支援加算	1月につき所定単位数の1.1%	

③ 地域加算：地域区分6級地・地域単価10.27円

④ 自己負担料金

1. 食費 1食あたり650円。（全額自己負担）

2. 利用料（日用品費・教養娯楽費等） 1日あたり200円。（全額自己負担）

⑤ 若年性認知症利用者受入加算 1月につき246円

⑥ その他 おむつ代、レクリエーションに係る費用等は自己負担となります。

⑦ 一定以上所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割・3割となります。

(2) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の当日8時00分までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日8時00分までにご連絡がなかった場合	1,000円

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

第1号通所事業計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成を依頼している場合は、事前にその介護予防支援事業者とご相談ください。

(2) サービスの利用頻度

利用する曜日や内容については、介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントに沿いながら、利用者と協議の上決定し、第1号通所事業計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントに位置づけ

られた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

(3) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の認定区分が、要介護・非該当(自立)と認定された場合……………要介護・非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……………死亡日の翌日

④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により2ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7 緊急時における対応方法

サービスの提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険

利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族・保険者への連絡を行うとともに、事故の発生または、その再発防止のために下記のことを行います。

- ① 事故が発生した場合の対応、事故の報告の方法等が記載された事故発生防止の為の指針を整備します。
- ② 事故が発生した場合または、それに至る危険性がある事態が起きた時にその事故の事実を報告し、改善策について周知徹底を図る体制を整備します。
- ③ 事故発生防止のための委員会及び職員に対して、研修を定期的に行います。

9 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火責任者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火責任者： 管理者 野本邦夫

- (2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

10 衛生管理等

- (1) 第1号通所事業の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 第1号通所事業において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保護について

事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

- (2) 個人情報の保護について

事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等に

において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご家族様の個人情報を用いません。

1.2 高齢者虐待防止について

事業者は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.3 サービス提供の記録

- (1) 第1号通所事業の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) ご利用者様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.4 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制

- ① サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

(2) 苦情相談窓口

- | | | | | |
|---|---------------|--------------|----------|--------------|
| 1 | 第1号通所事業 | べに花の郷 | 担当者等；施設長 | 野本 邦夫 |
| | 電話番号 | 048-729-1241 | | |
| | ・苦情解決責任者 | 施設長 | 野本 | 邦夫 |
| | ・苦情受付担当者 | 生活相談員 | 稲見 | 恵子 |
| | | 生活相談員 | 渋谷 | 優未 |
| | ・第三者委員 | 高橋 富雄 | 電話番号 | 048-728-4918 |
| | | 野村 佳子 | 電話番号 | 048-728-0140 |
| | (受付時間 | 10時から16時) | | |
| 2 | 桶川市 | | | |
| | 電話番号 | 048-786-3211 | | |
| 3 | 埼玉県国民健康保険団体連合 | | | |
| | 電話番号 | 048-824-2568 | | |

1.5 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (2) 主治の医師から指示事項がある場合は申し出てください。

令和 年 月 日

第1号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県桶川市坂田5-1-6番地1

名称 社会福祉法人 明和会 印

説明者 べに花の郷

施設長 野本邦夫 印

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から第1号通所事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

(続柄) 氏名 印